

釧路市中心市街地活性化協議会 規約

第1章 総 則

(協議会の設置)

第1条 釧路商工会議所及び株式会社まちづくり釧路は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で釧路市中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、釧路市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を 釧路商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、中心市街地活性化法第9条第1項の規定により、釧路市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、その他、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 釧路市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 釧路市中心市街地の活性化に関する事業総合調整
- ウ 釧路市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 釧路市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ その他協議会設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ 交通ネットワーク事業に関すること

(3) その他、中心市街地の活性化に関すること

第2章 会 員

(会 員)

第6条 協議会の会員は、次のものをもって構成する。

- (1) 釧路商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり釧路
- (3) 釧路市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認めるもの

(入 会)

第7条 第6条に該当するものであって、協議会の会員でないものは、自己を協議会の会員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

(会 費)

第8条 会費は、必要に応じ別途定める。

(退 会)

第9条 第6条で協議会の会員となったものは、死亡または解散等により、当該の規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を退会したとみなす。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 監事 3名

2 会長は、釧路商工会議所会頭とする。

3 副会長、運営委員は、協議会の承認を得て、会長が会員の内から選任する。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職 務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、運営委員会の構成員として、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。
 - 3 事務局長は、会長が指名する。

第4章 会議

(総会)

- 第13条 協議会は、総会を開催し活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他必要と認める事項を審議する。
- 2 総会は、会員をもって構成し、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
 - 3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。なお、会長は、会員の4分の1以上の者から会議の招集請求がある場合は、総会を開催しなければならない。
 - 4 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第14条 協議会は、規約第4条に掲げる事項について、必要な協議又は調整を行うため、協議会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の組織・運営については、別に定める。

(タウンマネージャーの設置)

- 第15条 協議会には、意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担う、タウンマネージャーを置くことができる。
- 2 タウンマネージャーは、協議会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 3 タウンマネージャーは、次の業務を行う。
 - (1) 認定基本計画の作成に関する各種支援
 - (2) 認定基本計画の実施に対する協議、意見等の調整
 - (3) 運営委員会及び専門部会に出席し、意見等の提供
 - (4) その他中心市街地活性化に関し、必要な活動

(オブザーバー)

- 第16条 協議会は、オブザーバーを置き必要に応じて意見を求めることができる。

第5章 会計

(会計年度)

- 第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第18条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第6章 解散

(解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散した日を持って打ち切り、釧路商工会議所がこれを精算する。

(補則)

第20条 この規約で定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会会長が会議に諮って定める。

(規約の改正)

第21条 この規約は、必要に応じて、協議会において改正できるものとする。

附 則

1 この規約は、平成20年7月15日から施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については別に定める。